

## 故障を事由とした買取申出の手続きについて

### ①故障の判定

提出していただく書類：

- ・診断書 備考欄に、医師により「農業従事は不可能である」と書いてもらって下さい。
- ・買取申出を提出しようとする生産緑地の現況写真
- ・写真撮影位置図

提出先：農とみどりの振興課（西館2F TEL 072-924-9864）

（お電話にて回答いたします。回答までの期間は**2週間程度**です。）

### ②農業委員会事務局へ

提出していただく書類：「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」**2部**

※故障の判定について回答後、毎月20日までに提出していただくと、翌月の農業委員会総会に諮りますので、その後証明書が発行されます。

提出先及びお問い合わせ先：農業委員会事務局（八尾商工会議所内 3階 TEL 072-924-3897）

### ③買取り申し出書等の提出

提出していただく書類：

- ・買取申出書（1筆 1枚 申出者は土地の所有者になります。） ※実印
- ・印鑑登録証明書
- ・農業の主たる従事者証明書
- ・周辺状況図（S = 1 / 2,500）
- ・所有権以外の権利の消滅誓約書
- ・現況写真
- ・写真撮影位置図
- ・登記事項証明書（土地登記簿謄本）
- ・地図に準ずる図面（公図）
- ・地積測量図（ある場合のみ）

法務局で発行され、公印が押印された本通（オンライン登記情報提供制度で発行され、公印の押印が無いものは不可）

※代理人の方が提出される場合は、**委任状**の提出が必要です。

※印鑑登録証明書の住所や登記事項証明書の所有者住所が同一でない場合は、住所等の整合がとれる書類（例：本籍記載の住民票、地番改正の証明書など）が必要です。

提出先：農とみどりの振興課（西館2F TEL 072-924-9864）

#### <提出後の処理の流れ>

- ①当日は仮受付証を発行し、提出内容の確認後、後日受理通知書を送付いたします。
- ②受理日から1か月後までに、市役所内での買取希望の有無につき通知書を送付いたします。
- ③受理日から3か月の間、買取希望の連絡がなかった場合、3か月が経過した日以降、当該生産緑地の行為制限が解除となります。